

令和4年度 鳥取県職員採用試験（原子力） 受 験 案 内

◆鳥取県総務部人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階
電話（0857）26-7034、7033
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、合格者発表日

受付期間	令和4年7月1日（金） ～令和4年8月10日（水） ◎ 郵便、信書便又は持参のいずれかの方法で申込を行ってください。 ◎ 郵便又は信書便の場合は、8月10日（水）17：15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日	令和4年8月20日（土） ※応募受付後、時刻をお知らせします。 [試験会場] 鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目220）
合格者 発表日	令和4年8月26日（金）（予定）

◆上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。試験に関して変更等がある場合は人事企画課ホームページでお知らせします。

○問合せ先電話番号 （0857）26-7034、7033

○人事企画課ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

2 採用予定者数、職務内容、採用予定日、主な配属先

採用予定者数	職務内容	採用予定日	主な配属先
1名程度	環境放射線の監視・体制整備・評価及び原子力防災対策の立案遂行などに関する業務	令和5年4月1日 （採用候補者の状況等によっては、それ以前に採用する場合もあり得る。）	危機管理局、生活環境部、原子力環境センター

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和57年4月2日以降に生まれた人

(2) 学歴要件・職務経験要件

次のいずれかに該当する人。

ア 大学又は大学院において原子力に関する科目を履修し卒業（修了）した者又は卒業（修了）見込の者

科目例：放射線計測学、放射線防護、放射化学、原子力防災など

イ 原子力技術に関する民間企業等での業務経験を通算して5年以上有している者

（環境放射線の計測や環境試料中の放射線物質の分析に関する業務を対象とし、経理、人事等原子力技術分野とは直接関係のない業務経験を除く。）

ウ 第一種又は第二種放射線取扱主任者資格、若しくは原子力・放射線部門の技術士の資格を有する者

(3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(4) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内容
経歴評定	200点	【受験申込時に経歴調書を提出してください】 提出された経歴調書に基づき、原子力に関する専門知識の習得状況、原子力技術及び原子力防災についての実務経験、大学、大学院等における専攻などについての評定
適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
面接試験	400点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

5 合格者の決定方法

(1) 合格者

合格者は、経歴評定及び面接試験の得点を合計した得点（以下「合計得点」という。）の高い順により決定します。

なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。また、適性検査を受検しなかった場合も不合格とします。

試験の結果によっては、合格者がいない場合や、不測の事態を見込んで補欠合格を出す場合があります。

(2) 証明書等

合格者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、資格証明書等を提出していただく場合があります。必要な要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類を提出されない場合は採用されません。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、この試験に合格しても採用されない場合があります。

6 合格者の発表

合格者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否を文書にて通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	経歴評定及び面接試験の 得点、合計得点及び順位	合格者発表日 から1週間	鳥取県総務部人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、社員証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。

鳥取県個人情報保護条例第12条第2項の規定により、受験者本人が病気等やむを得ない事情により開示請求をすることができない場合は、代理人による書面での開示請求が可能です。手続等の詳細については、鳥取県総務部人事企画課までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望される方は、試験日当日に84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。**

8 採用時期及び給与等

（1）採用時期

採用は、原則として令和5年4月1日を予定しています。欠員等の状況によっては、それ以前に採用される場合もあります。

（2）給与

ア 初任給（月額）

初任給は、採用前の職務経験に応じて決められます。

令和5年4月1日採用の場合の月額は、おおむね以下のとおりです。（あくまで仮の条件に基づいて計算した金額であり、個人ごとの事情によって変動します。）

（ア）主事相当職として採用された場合

大学院修士課程修了 203,700円

大学（4年制）卒業 188,700円

大学（4年制）卒業後5年間の勤務経験（フルタイム）のある方 221,600円

※大学卒業後5年間継続して採用される職種の職務と類似する職務に従事した場合の金額です。

（イ）係長相当職として採用された場合

大学（4年制）卒業後10年間の勤務経験（フルタイム）のある方 249,400円

※大学卒業後10年間継続して採用される職種の職務と類似する職務に従事した場合の金額です。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和4年4月1日現在。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

9 受験申込手続

提出書類	申込書 1 部・・・受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です。） 経歴調書 1 部 返送用封筒 1 通・・・受験票を郵便により返送するため、<u>84円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形 3 号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出</u>してください。
申 込 先	鳥取県総務部人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 3 階 電話 (0857) 26-7034、7033 〔持参により申し込む場合〕上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 （県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受 験 票 の 交 付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、<u>8 月 1 8 日（木）までに到着しないときは、鳥取県総務部人事企画課までお問合せください。</u>

※身体の障がい等により、車イスを使用されるなど、試験時に介助等が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- （1）試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- （2）受験の際は、受験票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- （3）試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りまので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただき、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。
- （4）試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。
- （5）新型コロナウイルス感染症防止対策に御協力をお願いします。当日は、各自マスク（原則として無地のもの（製造者、販売者の表示は可））を着用してください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

＜参考＞日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。
〔代表例〕
 - ①公権力の行使に該当する業務
 - （1）許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
 - （2）報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
 - （3）県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
 - （4）補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
 - （5）審査請求に対する裁決に関する事務
 - （6）そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
 - ②公の意思形成への参画に携わる職

当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。